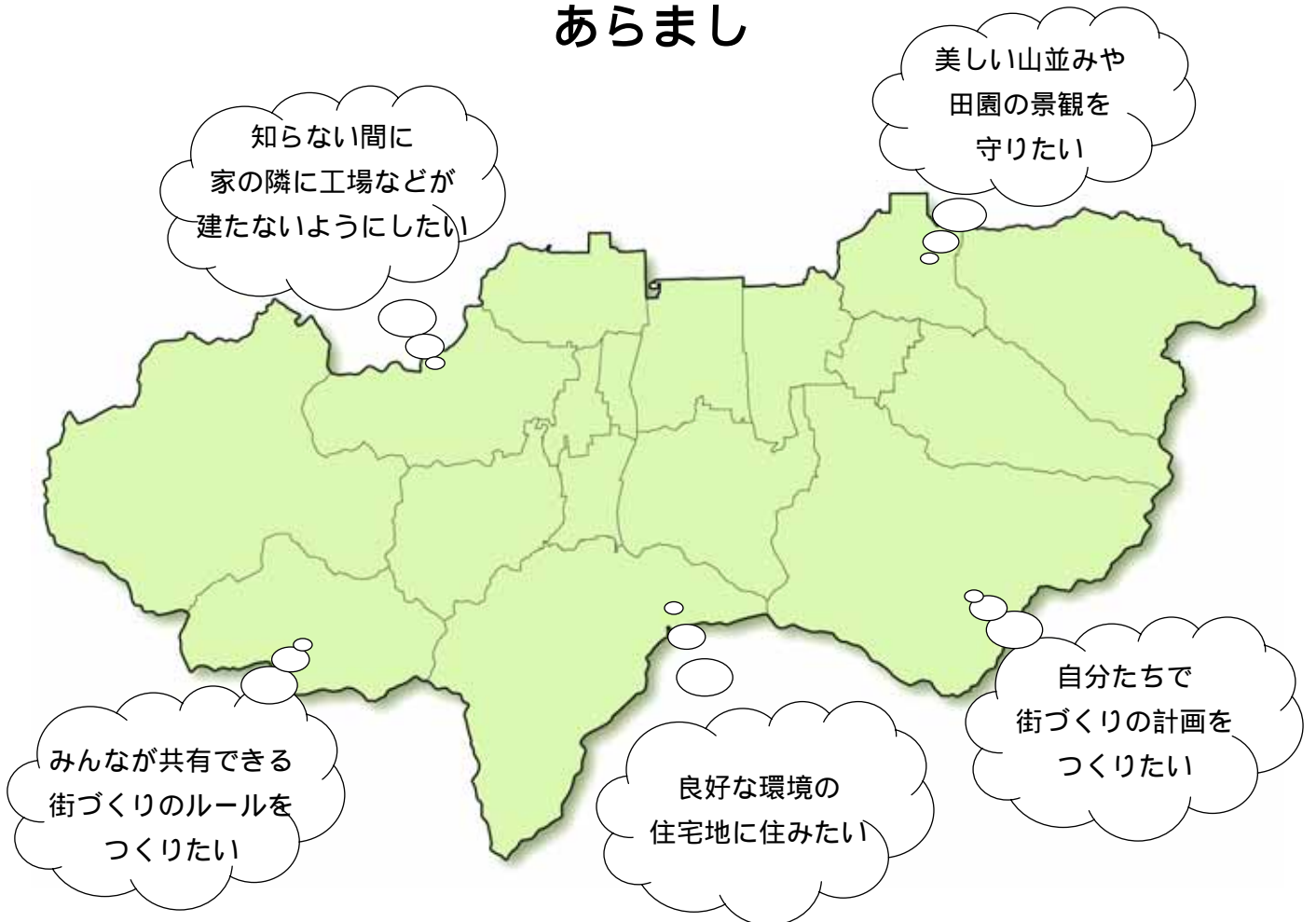


市民とともに快適で住みよい街の実現を目指して…

『越前市住みよい街づくり推進条例』

の
あらし



越 前 市

『越前市住みよい街づくり推進条例』って何？

私たちの越前市には、魅力ある街づくりを進めるための資源が豊富にあります。

四季を彩る美しい山並み：日野山や村国山、三里山など
広大な田園や里山：ふるさとの原風景
街にうるおいを与える河川：日野川、吉野瀬川、鞍谷川など
貴重な歴史、特徴的な街並み：越前国府、越前の里、和紙の里など
伝統の技、文化：越前打刃物、越前和紙、越前指物など

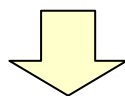


共有財産
街の魅力
市民の誇り



しかし、近年では、特に次のような問題が生じています。

田園部におけるた無秩序な宅地開発、都市の郊外化
美しい自然の減少
居住環境の悪化、交通渋滞の発生
中心市街地の衰退、街の魅力の低下
地域コミュニティの衰退、歴史や文化の担い手の減少
街に対する誇りや愛着の喪失
環境負荷や社会コストの増大



『越前市住みよい街づくり推進条例』は
越前市と市民等との協働による街づくりを、
適正な制限のもとで総合的かつ計画的に推進し、
快適で誇りのもてる、住みよい越前市を実現するために、
街づくりに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

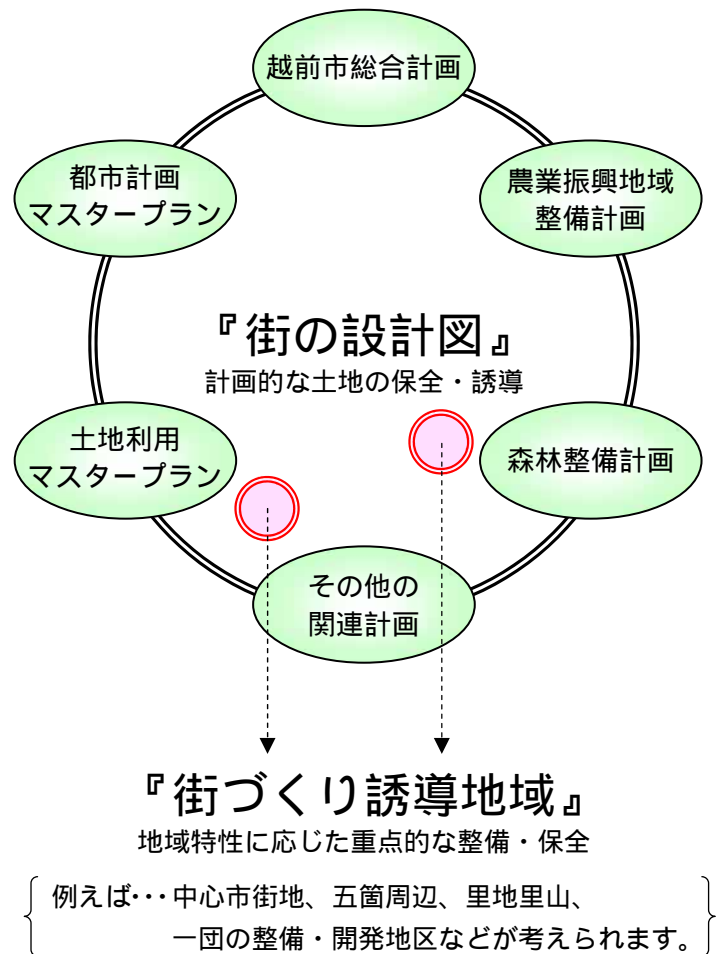
『街の設計図』と『街づくり誘導地域』

[街の設計図]

- ・将来にわたって持続可能な住みよい街づくりを進めるためには、街づくりの基礎となる土地の利用について、「共通するルール」が必要です。
- ・越前市には、「総合計画」をはじめとして街づくりや土地利用方針などについて定めた様々な計画があり、『街の設計図』とは、これらの計画の総称です。
- ・街の設計図に基づき、「市民共有の財産」である土地の利用について、適正に保全・誘導していきます。

[街づくり誘導地域]

- ・計画的な街づくりを進める上で、特に重点的な環境の整備・保全等の必要があると認める地域については、市長が『街づくり誘導地域』として指定します。
- ・併せて、「地域街づくりの目標」や「土地利用方針」などの『街づくり誘導方針等』を定め、地域の特性に応じた個性的な街づくりを推進していきます。



地域街づくり推進団体

[推進団体の認定]

- ・地域の個性を活かした街づくりを推進することを目的として、市民や法人、団体、土地所有者等により組織することができ、市が認定します。

[地域街づくり計画の策定]

- ・地域における問題や課題、街づくりの目標やその実現に向けた方策などを検討し、「地域街づくり計画」を策定します。
- ・この計画に配慮した街づくり政策を進めるよう、計画を市に提案することができます。

[地域街づくり活動の実践]

- ・市民のみなさんは「地域街づくり計画」を遵守し、主体的に街づくりに取り組みます。



地域街づくり計画策定のイメージ

地区計画

[地区計画とは]

- ・地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つです。
- ・住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路・公園などの都市施設の配置や建築物の建て方などについてきめ細かなルールを定めるなど、地区の特性に応じた街づくりを進めるための手法です。

[地区計画の案の作成]

- ・地区計画は、建てられる建築物の用途、建築物の形態などを細かく規定・制限します。
- ・このため、地区住民の理解を得るために、案作成の手続き方法や案に対する意見の提出方法などを明確に定めています。

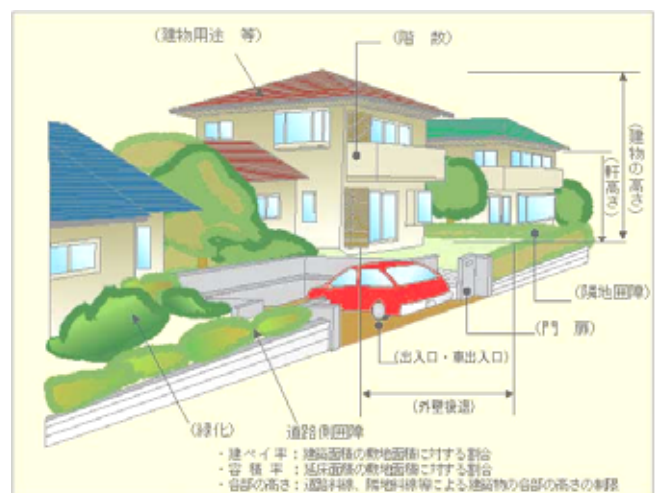


地区計画の活用例<蓬萊地区>
(風営法関連施設の規制、建築物意匠の制限)

建築協定

- ・住宅地としての環境や商店街としての利便性などを高めるために、建築物の利用を促進するとともに、土地の環境を改善することを目的とします。
- ・一定の区域を定め、その区域内における建築物に関する以下の基準を設けて、協定として締結します。

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠、建築設備



建築協定の活用イメージ

地域街づくり協定

- ・地域街づくりを推進するために、土地所有者等が地域街づくりに関して定めた協定で、市長の承認を受けます。

- ・地域街づくり協定の内容は、以下の条件に合致しなければなりません。

協定に係る土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の合意が得られたもの
街の設計図に適合したもの

- ・「建築協定」と内容は似ていますが、区域内の全員の同意のもとで締結される「建築協定」に比べ、より紳士協定的な制度と言えます。



まちづくり協定の活用例<京町>
(街並み環境整備事業と併せて活用)

地域街づくりへの支援

[情報提供、技術的支援]

- ・地域街づくり推進団体をはじめ、地域街づくりに関して自主的な活動を行うものに対して、情報の提供や技術的な支援などを行います。

[表彰]

- ・本市における街づくりの推進に著しく貢献したものを表彰します。



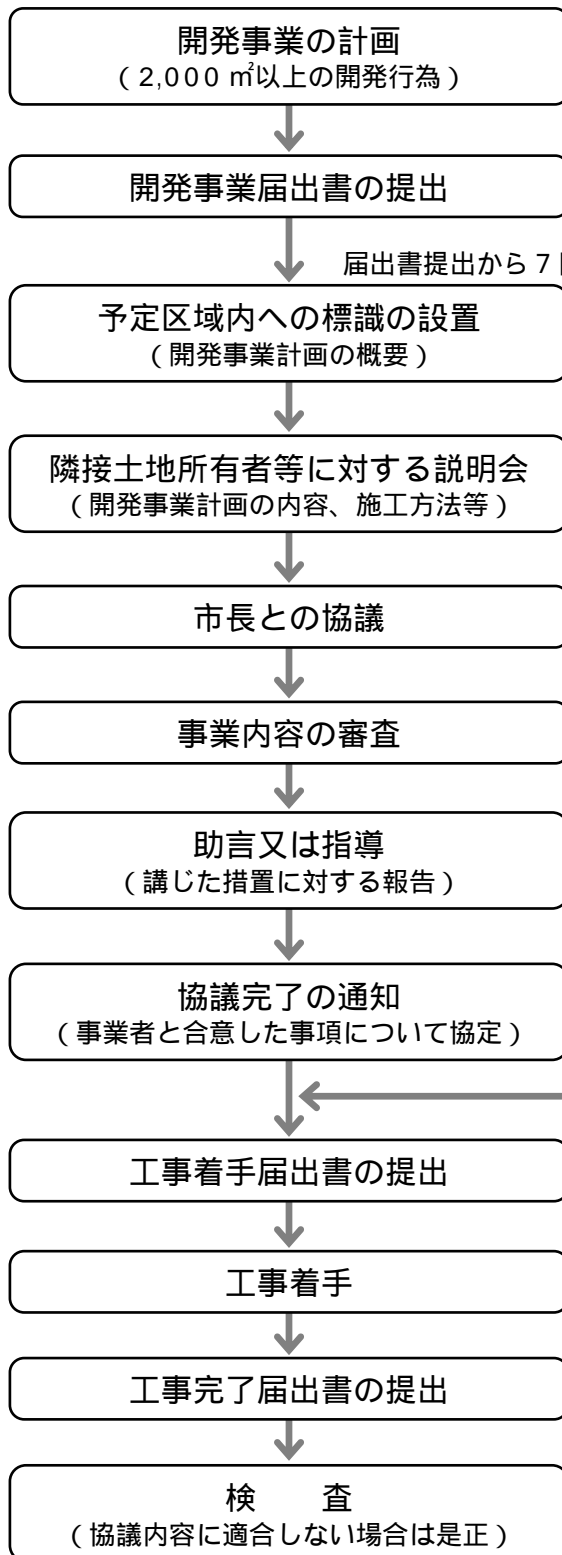
住民の街づくり活動への支援例

[用語の解説]

- (1) **街づくり** 快適で住みよい街を実現するために行う居住環境の整備又は自然環境の保全の取組をいいます。
- (2) **地域街づくり** 身近な地域における街づくりをいいます。
- (3) **市民等** 市内に住み、勤め、又は通学する者、市内に事務所を有する法人、市内で活動する団体及び市内の土地に係る土地所有者等（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）をいいます。

開発事業者のみなさんへ

- ・本市において、2,000 平方メートル以上の開発事業を行おうとするときは、「街の設計図」及び市長が別に定める基準を遵守しなければなりません。
- ・また、開発事業を行おうとするときは、市長への届出や地域への説明など、以下の流れに示すような手続きが必要となります。



- ・隣接土地所有者等との協議結果
- ・開発事業の設計内容
- ・事業に係る公共施設の設置、管理及び帰属並びにこれに伴う費用負担
- ・その他必要と認める事項

- ・都市計画法、建築基準法等に基づく協議・許可が必要です。
- ・当該地が農地の場合は、農地転用の許可申請が必要です。

越前市 都市計画課
 越前市府中 1 丁目 13-7
 TEL (0778)22-3012 FAX (0778)22-9999
 E-mail keikaku@city.echizen.lg.jp
<http://www.city.echizen.lg.jp/index.jsp>
 ・このパンフレットは、『越前市住みよい街づくり推進条例』の概要をまとめたものです。
 ・詳しくは、市のホームページをご覧ください。
 都市計画課までお尋ね下さい。

開発事業の手続きフロー